

## 令和2年第2回那珂川町議会臨時会

### 議 事 日 程 (第1号)

令和2年5月8日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
(町長提出)
  - 日程第 4 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)
  - 日程第 5 議案第2号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算(第1号)の議決について  
(町長提出)
  - 日程第 6 常任委員の選任
  - 日程第 7 議会運営委員の選任
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)
- 日程第 5 議案第2号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算(第1号)の議決について  
(町長提出)
- 日程第 6 常任委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員の選任
- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の辞職について
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議席の一部変更

- 追加日程第 6 議会広報特別委員の辞任について
- 追加日程第 7 議会広報特別委員の選任
- 追加日程第 8 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出
- 追加日程第 9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 10 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 12 議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について

**出席議員（12名）**

1 番	福 田 浩 二 君	3 番	大 金 清 君
4 番	川 俣 義 雅 君	5 番	益 子 純 恵 君
6 番	小 川 正 典 君	7 番	鈴 木 繁 君
8 番	石 川 和 美 君	9 番	益 子 明 美 君
10 番	大 金 市 美 君	11 番	川 上 要 一 君
12 番	阿久津 武 之 君	13 番	小 川 洋 一 君

**欠席議員（なし）**

**地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名**

町 長	福 島 泰 夫 君	副 町 長	内 田 浩 二 君
教 育 長	吉 成 伸 也 君	会 計 課 長 補 佐	石 井 里 子 君
総 務 課 長	岩 村 房 行 君	企 画 財 政 課 長	益 子 雅 浩 君
税 務 課 長	大 武 勝 君	住 民 課 長	藤 浪 京 子 君
生 活 環 境 課 長	高 瀬 敏 之 君	健 康 福 祉 課 長	大 森 新 一 君
子 育 て 支 援 課 長	薄 井 和 夫 君	建 設 課 長	佐 藤 裕 之 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	薄 井 亮 君	上 下 水 道 課 長	益 子 泰 浩 君
学 校 教 育 課 長	板 橋 文 子 君	生 涯 学 習 課 長	小 松 重 隆 君

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局長 笠井真一 書記 金子洋子  
書 記 佐藤 武

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、益子明美君及び10番、大金市美君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、承認第1号 那珂川町税条例等の一部改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、お忙しい中、令和2年第2回那珂川町議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年大型連休は新型コロナウイルスの影響により、不要不急の外出は控え、また、3密の防止のため、施設の封鎖やイベントの中止などにより、日本全体が自粛ムードの中での異例の事態となりました。

那珂川町でも、例年、大型連休に併せて、町内各地でイベントを開催する花の風まつりが初めて中止されるなど、観光や宿泊、交流人口の減などの影響を考慮すれば、町内の経済活動への打撃は大きいものでありました。

そして、緊急事態宣言が5月31日まで延長され、新型コロナウイルス感染に対する終息がまだ見込めない中、引き続き、国・県に続き、町としても、様々な対応策を実行するための補正予算を上程いたしましたので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日に施行されました。

これに伴いまして、那珂川町税条例についても、所要の改正を行うため、令和2年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の改正の主な概要であります。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための申告制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税制度を行うとともに、個人住民税における寡婦控除の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理・合理化等などによる改正であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書に添付してございます参考資料、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますので、ご覧ください。

まず、1の改正理由であります。令和2年度の税制改正においては、所有者不明土地等に係る固定資産税の賦課徴収に関し、必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理・合理化等を行うこととして、令和2年3月31日にそれぞれ公布されました地方税法等の一部を改正する法律等につきましては、原則として4月1日から施行されました。

これに伴い、那珂川町税条例等の一部について、所要の改正を行うものであります。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例及び平成27年から令和元年に制定した那珂川町税条例等の一部を改正する条例となります。

3の改正内容等であります。今回の改正は3条立てとなっており、第1条による改正が那珂川町税条例を、第2条及び第3条による改正が那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正となります。

最初に、第1条による改正で、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、地方税法第317条の3の2の改正に伴い、単身児童扶養者に代え、ひとり親を新たに規定されるため、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を必要としていた規定の削除と見出しの整備をするものです。

次に、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書で、法第317条の3の3の改正に伴い、公的年金等受給者についても、前条の給与所得者と同様に改正するものです。

2ページに移ります。

第48条は、法人の町民税の申告納付で、法第321条の8の改正により項ずれが生じたため、規定の整理を行うものです。

次に、第54条は、固定資産税の納税義務者等で、法第343条の改正に伴う改正で、調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するもの及び項の追加による規定の項ずれ、あるいは文言の整理を行うものです。

次に、第61条は、固定資産税の課税標準で、法第349条の3の2の改正により項ずれが生じたため、規定の整理を行うものです。

次に、第61条の2は、法第349条の3第27項等の条例で定める割合で、法第349条の3の改正により項ずれが生じたため、規定の整理を行うものです。

次に、第74条の3は、現所有者の申告で、今回新設するもので、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設するものです。

次に、第75条は、固定資産税に係る不申告に関する過料で、法第385条の改正により改正するもので、不申告に関する過料の規定に、第74条の3、現所有者の申告を追加するものです。

次に、第96条は、たばこ税の課税免除で、法第469条の改正により、課税免除の適用に当たって必要な手続を簡素化するもの及び項ずれが生じたため、規定の整理を行うものです。

次に、第98条は、たばこ税の申告納付の手続で、条例第96条の改正による項ずれが生じたため、規定の整理を行うものです。

次に、附則第6条及び3ページに移りますが、附則第7条の3の2は、改元に対応するため、改正するものです。

次に、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、法附則第6条の改正により、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものです。

次に、附則第10条は、読替規定で文言を整理するものです。

次に、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、法附則第15条の改正により、規定の削除と項ずれを整理するものです。

次に、附則第10条の4から附則第15条までの改正は、改元に対応するための改正及び文言を整理するものです。

次に、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、法附則第34条の2の改正により、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用を3年延長するもの及び改元に対応するための改正するものです。

4ページに移ります。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、条例第54条の改正による項ずれを整理するものです。

次に、附則第23条は、個人の町民税の税率の特例で、改元に対応するために改正するものです。

続きまして、第2条よる改正は、平成30年3月に制定した那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正附則を、改元に対応するために改正するものです。

続きまして、第3条による改正は、令和元年6月に制定した那珂川町税条例等の一部を改正する条例で、平成31年改正法第3条の改正に合わせて改正するもので、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える第24条の改正規定を削り、附則第1条第3号のその施行日及び附則第3条の経過措置を削除するものです。

附則につきましては、第1条が施行期日で、令和2年4月1日施行とするものです。

第2条及び第3条は、経過措置について規定するものです。

第4条から第8条までは、改元に対応するため、改正附則を改正するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]



○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議長交代

○議長（小川洋一君） ここで、一身上の都合により、議事の進行を副議長の川上要一君にお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

〔副議長 議長席につく〕

---

#### ◎日程の追加

○副議長（川上要一君） 再開いたします。

議長、小川洋一君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職については、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議長の辞職について

○副議長（川上要一君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小川洋一君の退場を求めます。

〔13番 小川洋一君退場〕

○副議長（川上要一君） 追加日程第1を配付いたします。

〔配付〕

○副議長（川上要一君） お諮りいたします。

小川洋一君の議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、小川洋一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小川洋一君の入場を許します。

〔13番 小川洋一君入場〕

○副議長（川上要一君） 小川洋一君に申し上げます。

議長の辞職は許可されました。

---

#### ◎議長退任挨拶

○副議長（川上要一君） ここで、小川洋一君の発言を許します。

小川洋一君。

〔13番 小川洋一君登壇〕

○13番（小川洋一君） 退任のご挨拶をいただきましたので、ここで一言、皆さんにご挨拶を申し上げます。

2年間の感謝の気持ちを申し上げます。

今回、議会の構成は、半数近くが新人でありました。そこで、ベテラン議員が先生になり、勉強会を実施いたしました。また、議員提案により、消防署での救命訓練、これも議員の方から提案があり、行っております。

那須烏山市議会との交流会、これは広域圏内で、沼田議長と話し合い、交流会をしたほうがいいんじゃないかということで、2回ほど行われました。また、新人議員の広域行政の説明会や施設への視察、その後、新人による交流会、これも新人だからこそ、広域のことをよく知ってもらいたいということで実施いたしました。

また、担当課長の協力で実現できた福島県の最終処分場の視察、執行部の方から協力を得まして、最終処分場を見学できました。

このような多くのことができたのは、議員の協力、そして事務局、執行部の協力があったからこそできたおかげでございます。本当にありがとうございます。私にとっては、この2年間、本当に充実した2年間でした。改めて感謝申し上げます。

以上で、退任のご挨拶といたします。本当にありがとうございます。（拍手）

---

### ◎日程の追加

○副議長（川上要一君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2を配付いたします。

〔配付〕

---

◎議長の選挙

○副議長（川上要一君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（川上要一君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番、阿久津武之君及び1番、福田浩二君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（川上要一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する人なし〕

○副議長（川上要一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（川上要一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順に投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

○副議長（川上要一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（川上要一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。阿久津武之君、福田浩二君に開票の立会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○副議長（川上要一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 0 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

鈴木 繁 君 9 票

川上要一 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、鈴木 繁君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎議長挨拶

○副議長（川上要一君） ただいま議長に当選されました鈴木 繁君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

鈴木 繁君の発言を許します。

鈴木 繁君。

〔議長 鈴木 繁君登壇〕

○議長（鈴木 繁君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご推挙をいただきまして、那珂川町議長という重職を担うことになりましたことは、身の引き締まる思いでございます。心より感謝申し上げ、謹んでお受けしたいと存じます。

議会運営につきましては、公正・公平に努めるとともに、町政のますますの発展と地方自治の発展のために努力いたす所存でございます。

議長就任に当たり、議場における議員に対する呼び方は、今まで「君」または「さん」で呼んでおりましたが、今後は「議員」と呼ぶことといたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、議員各位並びに執行部の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、議長の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川上要一君） 私の職務は終了いたしました。議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時43分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） 川上要一副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎副議長の辞職について

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、川上要一議員の退場を求めます。

〔11番 川上要一君退場〕

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第3を配付します。

〔配付〕

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

川上要一議員の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、川上要一議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

川上要一議員の入場を許します。

〔11番 川上要一君入場〕

○議長（鈴木 繁君） 川上要一議員に申し上げます。

副議長の辞職は許可されました。

---

#### ◎副議長退任挨拶

○議長（鈴木 繁君） ここで、川上要一議員の発言を許します。

川上要一議員。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 一言、副議長の退任の挨拶をさせていただきます。

2年前、皆さん方のご信任を得て副議長に当選し、2年間、小川洋一議長を補佐してこられたのも皆さんのおかげであります。

今、ご存じのように、本当に日本中、新型コロナウイルス、その騒動で、本当に毎日毎日の報道がされております。隣町まで押し寄せてきています。いつ当町に来るかも分かりません。皆さんで心を一つにして乗り切っていきたいと思っております。

今後は、鈴木新議長、また、次に選ばれる副議長の皆さんを中心に、議員一丸となって支えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

本当に2年間ありがとうございました。（拍手）

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4を配付します。

〔配付〕

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

副議長の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

副議長に益子明美議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました益子明美議員を副議長の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました益子明美議員が副議長に当選しました。

---

#### ◎副議長挨拶

○議長（鈴木 繁君） ただいま副議長に当選された益子明美議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

益子明美議員の発言を許します。

益子明美議員。

〔副議長 益子明美君登壇〕

○副議長（益子明美君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは副議長にご推選いただき、ご承認いただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策緊急事態宣言下という困難な状況の下、副議長の職に就くこと、身に余る重責ではございますが、精いっぱい職責を全うさせていただき所存でございます。

副議長の職務といたしまして、議長を補佐し、公平・公正な議会運営を議長とともに推進し、活力ある議会、町民に開かれた議会等、さらなる議会改革の推進に努め、町民の皆様の福祉向上、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、町政の様々な課題解決に全力で取り組む所存です。

どうぞ議員各位、そして執行部の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

議長及び副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議席の一部変更を行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、議席の一部変更を行うことに決定しました。

---

◎議席の一部変更

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時01分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

議会規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。

変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

ここで、議席の移動のため休憩いたします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番、小川正典議員の退場を求めます。

〔5番 小川正典君退場〕

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 提案理由の説明の前に、先ほどの正副議長の選挙によりまして、議長に鈴木 繁議員、副議長に益子明美議員が当選されました。お喜びを申し上げますとともに、適正かつ円滑な議会運営にお力を発揮されますよう、ご祈念するものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案第1号 監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

先般、議員選任の益子明美監査委員の辞職願を承認し、4月27日付をもって辞職したことに伴い、後任の監査委員を選任するものであります。益子監査委員におかれましては、在任中、その職務に全力を傾注され、厚く感謝と敬意を表すところであります。

今回提案いたします議員選任の監査委員は、小川正典議員であります。

小川議員は、ご承知のとおり、平成29年10月に那珂川町議会議員に就任以後、産業建設、教育民生の各常任委員を歴任し、その間、平成30年5月から南那須広域行政事務組合議員を務められた上、民間企業での経験も豊富であることから、議員選任の監査委員として、識見も優れ、適任者として提案するものであります。

つきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

5番、小川正典議員の入場を許します。

〔5番 小川正典君入場〕

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員に申し上げます。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、議案第2号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 先ほど監査委員に選任されました小川正典議員、よろしく願いいたします。

ただいま上程されました議案第2号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、4月30日に国の補正予算第1号が成立したことに伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて実施する特別定額給付金事業や子育て世帯臨時特例給付金事業を計上するとともに、町内の小・中・高校が休業となり、家庭における食費などの負担が増加していることから、その負担を軽減するための那珂川町子ども商品券発行事業や、

新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与するため、休業した事業者に対して、町独自の協力金を支給する那珂川町休業協力金事業などを計上するものであります。その補正額は16億5,000万円となり、補正後の予算総額は96億円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、特別定額給付金事業費及び子育て世帯臨時特例給付金事業費に16億1,510万4,000円を計上しました。

第2は商工費で、商工業振興費に那珂川町子ども商品券及び那珂川町休業協力金として、3,000万円を計上しました。

第3は教育費で、学習支援に係る経費として、事務局費に334万8,000円を計上しました。

以上、歳出予算の内容を申し上げましたが、これらに要する財源は、国庫支出金、寄附金のほか、繰越金を充てることといたしました。

以上、一般会計補正予算について申し上げますが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の補正額は、16億1,510万4,000円の増で、特別定額給付金事業費15億9,900万円及び子育て世帯臨時特別給付金事業費1,610万4,000円で、それぞれ給付金事業に係るもの、5目教育費国庫補助金の補正額は、34万2,000円で、学校保健特別対策事業費に係るものであります。

17款寄附金、1項5目衛生費寄附金の補正額は、100万円の増で、コロナウイルス対策費に係る保健衛生費寄附金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は、3,355万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

7ページ、歳出に入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は、特別定額給付金事業費に15億9,900万円の増で、町民に一律10万円を給付する特別定額給付金事業に係る事業費及び事務費であります。

2項3目児童措置諸費の補正額は、子育て世帯臨時特別給付金事業費に1,610万4,000円

の増で、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付するための事業費及び事務費であります。

8ページに入ります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は、感染症予防費に154万8,000円の増で、防護服やマスクなど感染症予防用品の購入及びパンフレットなどの新聞折り込み費用であります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は、商工業振興費に3,000万円の増で、那珂川町子ども商品券の事業補助金及び県のコロナウイルス拡大防止のため、休業要請を受けて休業した事業者に対し交付する那珂川町休業協力金であります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は、事務局費に334万8,000円の増で、小・中学校の臨時休業に伴う児童・生徒のための学習支援に係る経費であります。

9ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 今、補正予算の説明がありましたけれども、一部の内容が、5月1日ですか、金曜日の下野新聞に掲載されています。町民の方から、えっ、議員なのに知らないのというふうに言われました。

同じページには、那須町での補正予算の関係の記事が載っていました。那須町では議会を開いて、そこで説明をしたと書いてあります。ところが、この那珂川町では、私たち議員には何の説明もなく、一般新聞で発表されると。それは順序が違うんじゃないかというふうに私は思うんですが、議員には前もって、きちんと提案をして、議員の意見も聞いて、それで決定してからマスコミに流すというのが、当たり前のやり方ではないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 答弁願います。

総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 川俣議員のご質問にお答えします。

本日上程させていただきました事業関係につきましては、国のほうの動向も踏まえて、多

少混乱していた部分もありまして、町として精査、整理することが若干遅れたこともございます。

ただ、4月30日の議会運営委員会におきまして、今回補正させていただきました4事業につきましては、お示しをさせていただいたところでございます。その資料に基づきまして、ほかの議員の方にもお示しいただきたいと考えておりましたけれども、それが若干遅れたのかなというふうに考えております。その点につきましては、申し訳ございませんということでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 川俣議員のおっしゃる順序につきましては、まさに議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、今回の臨時議会に間に合わせるために、どうしても議運の中で説明させていただいて、議員にご理解いただくようお願いしないと、本日に間に合わないということで、急遽させていただきました。

以後、十分に議員のご意見も伺いながら、やってまいりたいと思いますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 議運に説明をしたということですがけれども、新聞で発表するのが、早いというか、やっぱり順序が逆だろうというふうに思うんですよ。やっぱり全ての議員が理解して、賛同した上で、そういうものは発表すると。町として、全庁を挙げて新型コロナ対策に邁進するというのでやっていかないと、議会軽視ということで、私たちは受け止めざるを得ないので、これまでも、私が議員である2年間の中でも、同じようなことがあったように思います。やっぱり順序はきちんと守っていただいて、その上で、みんなで一緒になって対策を行いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 弁解の余地もございません。まさにそのとおりでありますので、これから、本当にそのようにさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

益子明美議員。

○7番（益子明美君） 何点か質問させていただきます。

今回の特別定額給付金事業、一日も早い給付を町民の方は望んでおりますが、まず、特別

定額給付金事業の世帯数と人数をどのくらい見込んでいるのか。あとは、子育て世帯に、18歳未満のお子さん1人当たり1万円という給付を考えていますが、そちらの予定人数をどれくらい見積もっているのか伺います。

それから、定額給付金事業に関しましては、町のホームページ上では、中旬頃をめどにということで、準備ができ次第という予定であります。いつ頃を目標に準備ができる予定であるのか、現状をお知らせいただきたいと思えます。

それと、この委託料、12節の委託料の中には、TKCに委託している部分で、新たに委託料が発生しているものというふうに捉えていいのかどうか伺います。

それから、この特別定額給付金事業、オンラインと郵送と2種類ありますが、それをどのように受け取って、どういうふうに手続をしたらいいのかという、町民の皆さんの分からない部分というのがありますが、一部の自治体では、折り込みチラシ等などに丁寧な説明を入れて、町民の皆さんに分かりやすく説明しているというところもありますので、那珂川町のホームページ上だけでなく、そういった形を考えて、それは予算化されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 特別定額給付金事業につきましてご説明をいたします。

まず、対象となる人口及び世帯数ですが、基準日が令和2年4月27日というふうに規定されておりますので、その基準日現在の人口につきましては1万5,890人、世帯数につきましては6,030世帯となっております。

次に、現在の進捗状況ということでございますが、オンライン申請につきましては、業者からのプログラム提供や、現在、庁舎内のアクセスのための環境を整えているところですので、それらの整備が終わればテストなどをして、申請日を設定していきたいというふうに考えています。

また、郵送による申請につきましては、5月20日に発送するというので、現在事務を進めているところでございます。

それと、委託料につきましては、TKCへの委託料ということで、ご理解いただければというふうに思っています。

あと、町民の方へのPRなんですけれども、町のケーブルテレビを利用して、実際どのような形で申請をするかということニュースの中で、画像を通じた形でお伝えをしていきたいなというふうに考えています。



また、新聞折り込みについても、現在検討をしているところでございます。

予算につきましては、今回議決いただきます予算の中で対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 子育て世帯臨時特別給付金事業費の対象人数というご質問ですが、こちらにつきましては、今年3月31日の時点で、児童手当の給付の対象者、対象になっているゼロ歳から中学3年生までということですので、1,450人を見込んでおります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 4番、益子純恵です。2点ほど伺います。

まずは、8ページの衛生費の中の感染症予防費があると思うんですけども、先ほど、防護服とマスクというお話がありましたけれども、実際に当町で発生したときに、やはりかなりの数の防護服等が必要になると思うんですけども、実際にどのぐらいの防護服の購入、マスクの購入を予定されているのか、その点をお伺いいたします。

あと、もう一点なんですけれども、現在、小・中学校、臨時休業ということで、子供たち大変、どういう形で学習をしたらいいのかというところを、子供も保護者の皆様も大変苦労しているところだと思うんですけども、先ほどのご説明の中で、臨時休校時の子供の学習の支援に要する経費というお話があったんですけども、いち早くケーブルテレビ等も活用されているのを存じ上げているんですけども、実際、具体的にどのような対策、支援をやっていらっしゃるのか、その2点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） まず、1点目の感染症予防費の中のマスク等の量についてお答えをしたいと思います。

今回、補正予算の中で計上させていただいていますのは、マスクにつきましては、サージカルマスクが、50枚入り40箱ですので2,000枚、また、感染症リスク・サージカルガウンというものを10セットですね、これ、100枚入りのものを10セットというふうなことで計上させていただいています。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 今回、休校中の児童・生徒の皆さんに、学習の支援策といたしまして、今回、家庭学習に必要な教材、それから課題の送付に要するレターパック代、お一人往復の2枚分、それを4回分で900人ということで、266万4,000円のレターパックに要する経費を計上させていただいております。

以上です。

○4番（益子純恵君） 了解いたしました。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） すみません、ただいまの防護服なのですが、100枚入りと申しましたが、実際は50枚入りですので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。50枚入りは10セットで500枚ということで、ご理解いただければと思います。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部には大変恐縮ですが、退席をしていただきたいと思います。

なお、町長等の出席について求めがあれば、これを許します。

ここで休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

---

◎常任委員の選任

○議長（鈴木 繁君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

常任委員は、委員会条例第3条第1項の規定により、任期が2年であり、任期満了となります。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時15分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま各常任委員会が構成されましたが、正・副委員長がともに決まっておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、総務産業、教育民生、各常任委員会を招集します。

各常任委員会は、正・副委員長互選の上、報告願います。

各常任委員会の会場は、事務局長より連絡いたします。

○事務局長（笠井真一君） 各常任委員会の会場を申し上げます。

総務産業常任委員会は第2会議室、教育民生常任委員会は第3会議室でございます。

○議長（鈴木 繁君） 休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時29分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

休憩中に、各常任委員会が開催されて、正・副委員長が決定した旨、報告がありましたので、結果を申し上げます。

総務産業常任委員会委員長 大金 清 議員

副委員長 小川 正典 議員

教育民生常任委員会委員長 益子 純恵 議員

副委員長 福田 浩二 議員

以上のとおりであります。

---

#### ◎議会運営委員の選任

○議長（鈴木 繁君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員は、委員会条例第5条第3項の規定により、任期が2年であり、任期満了となります。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時33分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、議会運営委員会が構成されましたが、正・副委員長がともに決まっておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、議会運営委員会を会議室に召集します。

正・副委員長互選の上、報告願います。

休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時44分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

休憩中に、議会運営委員会が開催されて、正・副委員長が決定した旨、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長 阿久津武之 議員

副委員長 大金 市美 議員

以上のとおりであります。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

議会広報特別委員会の全委員から、委員の辞任願が提出されております。議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議会広報特別委員の辞任について

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第6、議会広報特別委員の辞任についてを議題とします。

追加日程第6を配付します。

〔配付〕

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

議会広報特別委員会の全委員の辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、全委員の辞任を許可することに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

ただいま議会広報特別委員が全員辞任となりましたので、議会広報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として議会広報特別委員の選任を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として委員の選任を行う

ことに決定しました。

---

◎議会広報特別委員の選任

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第7、議会広報特別委員の選任を行います。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することとなっております。

休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時56分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

お諮りします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、議会広報特別委員会が構成されましたが、正・副委員長ともに決まっておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、議会広報特別委員会を会議室に召集します。

正・副委員長互選の上、報告願います。

休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

休憩中に、議会広報特別委員会が開催されて、正副委員長が決定した旨、報告がありましたので、結果を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長 福田 浩二 議員

副委員長 川俣 義雅 議員

以上のとおりであります。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

南那須地区広域行政事務組合議会の議員については、同組合規約第6条第1項の規定により、当議会から6名を選出しておりますが、先例により、委員会の構成時に合わせて議員の選出を行っております。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第8として南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第8として議員の選出を行うことに決定しました。

追加日程第8を配付します。

〔配付〕

---

#### ◎南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第8、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行いま



す。

本件は6名を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、大金 清議員及び3番、川俣義雅議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木 繁君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木 繁君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順に投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（鈴木 繁君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。大金 清議員及び川俣義雅議員に開票の立会いをお願いします。

〔書記開票〕

○議長（鈴木 繁君） 選挙の結果を報告します。

投票総数            1 2    票

有効投票            1 2    票

無効投票            0    票です。

有効投票のうち、

大金 清	議員	2	票
益子 純恵	議員	2	票
大金 市美	議員	2	票
阿久津武之	議員	2	票
小川 洋一	議員	2	票
福田 浩二	議員	1	票
川俣 義雅	議員	1	票

以上のとおりであります。

第6位が福田浩二議員、川俣義雅議員で、得票が同数であり、その得票数は法定得票数に達しております。この場合、地方自治法第118条第1項の規定より準ずる公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで当選人を決定することになります。

くじの手順について申し上げます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものであります。2回目は、1回目のくじの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて、当選人を決定するくじを引いていただきます。1番くじを引いた方が当選人となります。

福田浩二議員、川俣義雅議員、前においで願います。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。議席番号順にくじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（鈴木 繁君） ただいまのくじの結果、

1番くじ 福田浩二 議員

2番くじ 川俣義雅 議員の順に、当選人を決定するくじを行います。

1番くじを引いた方が当選人となります。

福田浩二議員から、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（鈴木 繁君） くじの結果を報告します。

くじの結果、川俣義雅議員が当選くじを引かれました。

したがって、大金 清議員、川俣義雅議員、益子純恵議員、大金市美議員、阿久津武之議員、小川洋一議員が南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木 繁君） ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に当選された大金 清議員、川俣義雅議員、益子純恵議員、大金市美議員、阿久津武之議員、小川洋一議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。受諾されたものと認めます。

休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時28分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

総務産業常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。

総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎総務産業常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第9、総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを議

題とします。

総務産業常任委員長から、議会規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

教育民生常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎教育民生常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第10、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

議会広報特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎議会広報特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第12、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木 繁君） これにて、本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回那珂川町議会臨時会を閉会します。

ご起立願います。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時33分